○総務省令第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第一号及び第四号並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項、第五十一条第一項、第百九条の四第五項及び第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四及び第十六条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（国立保養所）

第十六条の二　令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）若しくは市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてこの例によることとされている場合を含む。）に規定する厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

第十七条中「（昭和二十二年政令第十六号）」を削り、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、「（昭和二十三年政令第百二十二号）」を削る。

第十七条の三第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十七条の七第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第二十八号様式中「附与」を「付与」に改める。

別記第二十八号様式の二備考1及び別記第二十八号様式の二の二備考1中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

別記第二十八号様式の三その1備考2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第二十八号様式の四その1及び備考3並びに別記第二十八号様式の五その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第二十八号様式の六その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その二中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その二備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その1別紙その2⑵、備考3及び備考4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第二十八号様式の十二その1備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その1別紙その2⑵、備考3及び備考4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附　則

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令の規定による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○財務省令第二十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第二項の規定に基づき、税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

財務大臣　菅　　直人

税関職員服制の一部を改正する省令

税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

㈠　男子

名称		摘要
帽制	地質	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	製式	円形とし、前ひさしは黒色、前あごひもは銀色、後ろあごひもは黒色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において、桜花入りの金属製いぶし銀色ボタン各一個で留める。 帽子の後ろ中心部分に後ろあごひも用のフックを付ける。 マチ部分は、メッシュとする。 形状は、図のとおり。
	前章	ポリウレタン製の銀色の「関」の字及び桜花を、ポリウレタン製の銀色の桜の葉五枚で抱き合わせる。 台地は、黒色の織物とする。 形状及び寸法は、図のとおり。
冬服上衣	地質	制帽に同じ。
	製式	シングル前背広型折りえり式とし、前面には、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン三個を一行に付ける。 左上部には、箱型ポケットを一個付ける。 左右の下部には、フラップ付ポケットを各一個付ける。 両肩に地質と同色の肩章を付け、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン各一個で留める。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 後面のすその両端にベントを入れる。 箱型ポケット上部に、はとめ二個を開ける。 形状は、図のとおり。
冬服ズボン	地質	制帽に同じ。
	製式	長ズボンとし、すそはシングルとする。 前面には、中央部にファスナーを、腰部にひだ二条とアジャスターを付ける。 両面には、ポケットを、左右後方には、フラップ付ポケットを各一個付ける。フラップは、地質と同色のボタン各一個で留める。 形状は、図のとおり。